

Q 私は法律をあまり知りません。大丈夫？

A 裁判員の仕事をさせていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などについては、裁判官が丁寧に分かりやすく説明してくれます。ご安心ください。

Q 裁判員はどうやって選ばれるの？

A 20歳以上の国民の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとの選任のための手続によって選ばれた人たちです。

Q 裁判員は何をするのかな？

A 裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きしたうえで、被告人が有罪かどうか、また、有罪であるとしたらどのような刑が適当かを議論して決めます。

裁判員制度 Q & A

Q 実施されるのはいつ？

A 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に実施されます。

Q 裁判員制度ってなに？

A 国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。
国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリアなどでも行われています。

Q 裁判員に選任されるとどのくらい裁判所に行かなければならないのだろう？

A 多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、国民の皆さんの負担を軽くするように努力していきます。

Q 裁判員になることは辞退できないの？

A 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的には辞退はできないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も辞退することができます。

Q 裁判員はどんな事件に参加するの？

A 殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件です。

Q 経済的な補償はしてもらえるの？

A 旅費や日当などが支給されます。なお、法律によって裁判員の職務を行うのに必要な時間は職場を離れることが認められています。また、雇用主は、裁判員の職務を行うために休暇を取ったことなどを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないこととされています。

詳しくは、裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> をご覧ください。

消費税法が変わりました



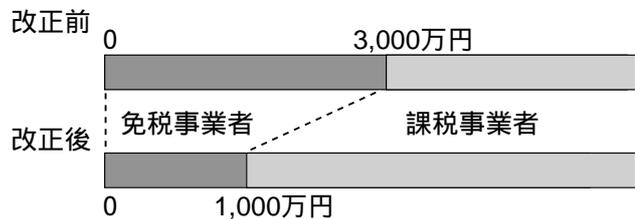
* 法人事業者の方についても、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の申告と納税が必要になります。

消費税に対する信頼性・透明性の向上の観点から、平成15年度の税制改正により消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されています。

消費税 Q&A

Q.消費税の納税義務者になるのは?

A.平成15年分の売り上げ(課税売上高)が、1,000万円を超えた方は、平成17年分からの消費税の申告と納税が必要となります。



Q.どのようなことに注意したらいいの?

A. 納税義務者となる方は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署へ提出してください。

平成17年1月から売り上げや仕入れなどを帳簿に記載し、請求書などとともに保存する必要があります。

記帳や請求書などを保存していない場合には、仕入れなどで支払った消費税額が控除できなくなります。

記帳されている売り上げから納税額が計算できる「簡易課税制度」もあります(この場合は、平成17年12月31日までに「簡易課税制度選択届書」の提出が必要です)。納税資金を計画的に(例えば日々または月々)貯蓄しておけば、納税の際に安心です。

Q.届出書の用紙はどこにあるの?

A.届出書などの用紙は最寄りの税務署に備え付けています。また、高松国税局ホームページにも掲載しています。

* <http://www.takamatsu.nta.go.jp>

お問い合わせは、南国税務署(863-3215)または税務相談室高知分室(822-2092)まで